

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十四号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和元年七月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 形質変更時要届出区域

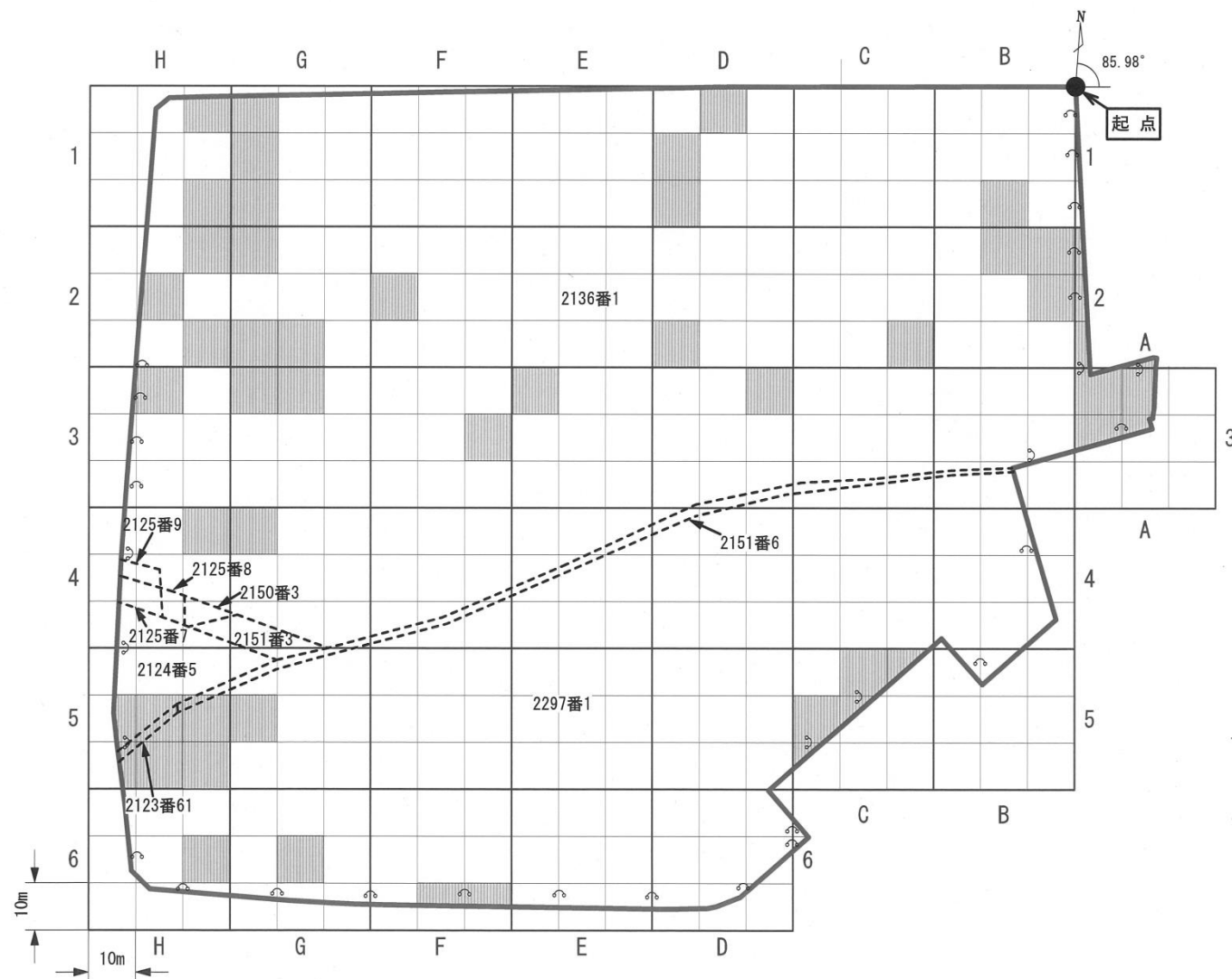
別図のとおり（埼玉県本庄市南二丁目二千二百二十三番六十一の一部、二千二百二十四番五の一部、二千三百三十六番一の一部、二千五百五十一番六の一部及び二千二百九十七番一の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、一・一―ジクロロエチレン、シス―一・二―ジクロロエチレン、水銀及びその化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物



起点  
 起点は埼玉県本庄市南二丁目  
 2136番1の最北端とする

格子の回転角度 85.98°

形質変更時要届出区域に指定する区域

敷地境界

地番境界